

統廃合等検討対象職種の概要

1 本年度の検討対象職種

(1) 酒造

・清酒製造作業

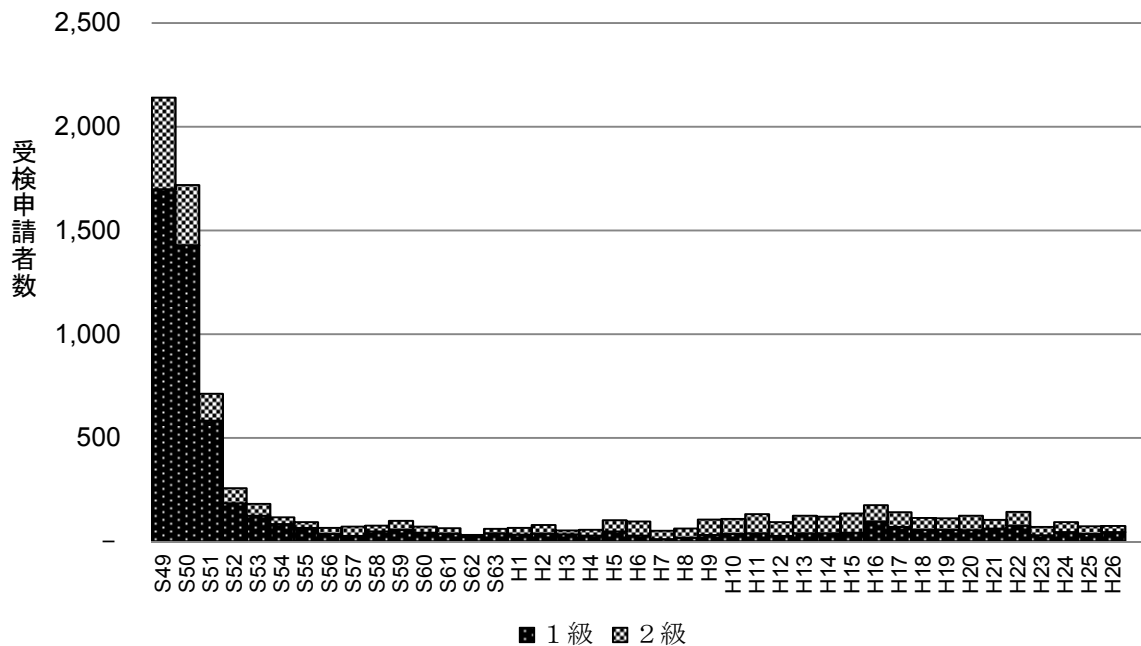
米、米こうじ及び水を原料として発酵させ、こすことにより、一般的に日本酒と呼ばれる「清酒」を製造する作業

昭和49年度に酒造職種として新設された。

職種新設当初は多くの受検者がいたが、平成23年度以降は100人を下回る状況が続いている。平成26年度まで毎年試験を実施してきており、平成27年度も試験する予定である。

平成26年度までの累計受検申請者数は8,415人（1級5,648人、2級2,767人）、累計合格者数は4,930人（1級3,152人、2級1,778人）である。

酒造職種 受検申請者数の推移



| カテゴリー | 平均評点 | 8割値 | 酒造職種の評点 | 8割比 |
|-----------------|------|------|---------|-----|
| 製造型・製品生産型・労働集約型 | 50.2 | 40.1 | 58.0 | ○ |

※ 「技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会」報告書（平成21年1月）において、統廃合等の検討対象職種選定のための第一次判断（受検申請者数）をクリアできなかった職種については、第二次判断として、社会的便益の評点を「同じカテゴリーの平均評点」と比較し、8割未満である職種については、「廃止、他職種と統合して都道府県で実施又は指定試験機関へ移行すること」とされている。以下同じ。

(2) 枠組壁建築

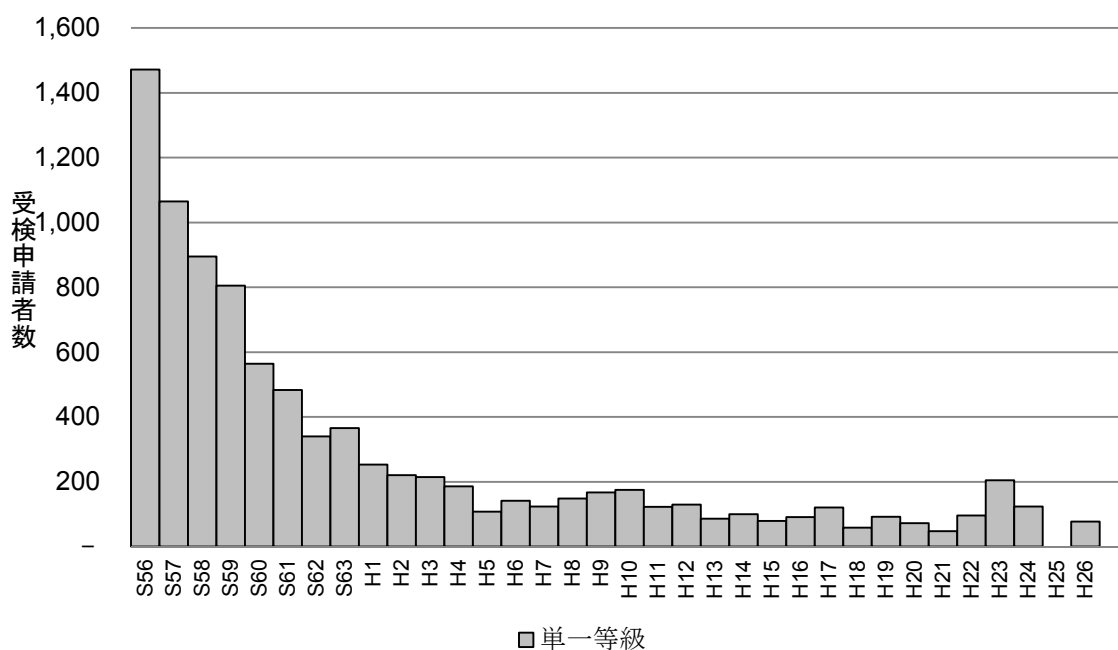
・ 枠組壁工事作業

数種類の規格木材を用いて組まれた枠組みに、構造用合板などを止め、金物及び専用クギを用いて打ち付けた床、壁によって建築物を建築する作業

昭和56年度に職種が新設された。受検申請者数は初年度の1,472人をピークに漸減しており、平成23年度に100人を超えたが、平成26年度には再び100人を下回っている。

平成26年度までの累計受検申請者数は、9,228人（単一等級）、累計合格者数は2,680人（単一等級）である。

枠組壁建築職種 受検申請者数の推移



| カテゴリー | 平均評点 | 8割値 | 枠組壁建築 職種の評点 | 8割比 |
|-------|------|------|----------------|-----|
| 建設型 | 52.4 | 41.9 | 54.3 | ○ |

枠組壁建築職種に係る統廃合等の検討の経緯は以下のとおり。

| | |
|-------------|---|
| 平成23年 1月18日 | 第8回技能検定職種の統廃合等に関する検討会において、「枠組壁建築」職種等に係る関係業界団体に意見聴取を実施。 |
| 平成23年 7月12日 | 第9回技能検定職種の統廃合等に関する検討会において、「枠組壁建築」職種等の統廃合等について検討。 |
| 同年 8月 | 平成22年度技能検定職種の統廃合等に関する検討会報告書において、「枠組壁建築」職種については、平成18年度～23年度の平均受検申請者数が100人を超えない場合には隔年実施に移行することを条件に、都道府県方式による存続を認めることが適当とされる。 |
| 同年 | 後期に試験を実施。受検申請者数は205人となり、平成18年度～23年度の平均受検申請者数は95人。 |
| 平成24年 9月24日 | 第10回技能検定職種の統廃合等に関する検討会において、「枠組壁建築」職種等の統廃合等について検討。平成22年度、23年度の受検者が連続して増加していること、ヒアリングの結果、業界団体の努力が窺えること及び東日本大震災後の特殊事情を勘案し、平成24年度の結果を見て判断することが適当とされる。 |
| 同年 | 後期に試験を実施。受検申請者数は124人となり、平成19年度～24年度の平均受検申請者数は106人。 |
| 平成25年10月 | 平成25年度技能検定職種の統廃合等に関する検討会報告書において、「枠組壁建築」職種については、平成23年度、24年度の受検者が続けて100人以上となっていること、平成19～24年度の平均受検申請者数が100人を超えていることから、都道府県方式による実施として差し支えないこととされる。 なお、試験実施時期（後期）が業界の繁忙期（工事のピーク）と重なるため、関係業界団体から試験実施時期を前期に変更するよう要望がなされたため、平成25年度は試験を実施しないこととされる。 |
| 平成26年 | 前期に試験を実施。受検申請者数は77人となり、平成21年度～26年度の平均受検申請者数は92人。 |

(3) 機械木工

- ・機械木工作業

数値制御ルータで製品を製作するために必要なプログラムシートや製作図の作成を行い、木材加工を行う作業

- ・木工機械整備作業

木工のこ盤、かんな盤、木工フライス盤、ほぞとり盤、木工せん孔盤、木工旋盤等の木工機械を整備する作業。

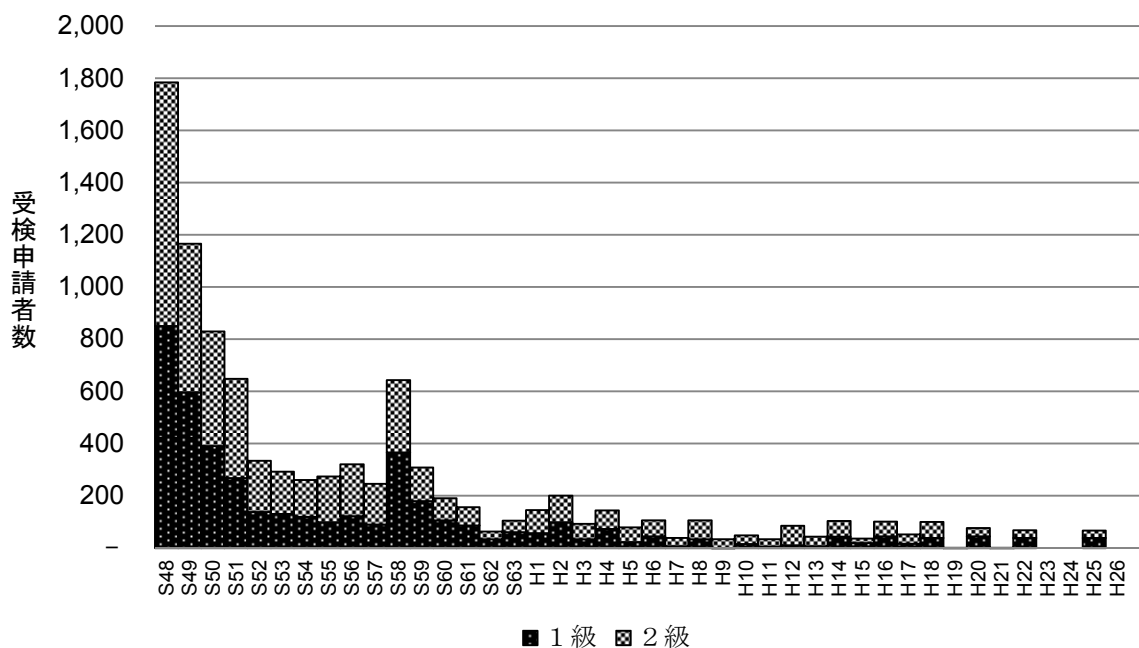
平成24年度に木工機械整備職種と機械木工職種の統合が行われ、現在の機械木工職種となった。

統合前の木工機械整備職種については、昭和46年度に機械木工職種として新設され、昭和48年度に木工機械調整職種へ、また昭和58年度に木工機械整備職種へ名称変更が行われた。

統合前の機械木工職種については、昭和63年度に新設された。

平成 26 年度までの累計受検申請者数は10,078人（1級4,734人、2級5,344人）、累計合格者数は4,563人（1級2,140人、2級2,423人）である。

機械木工職種 受検申請者数の推移



| カテゴリー | 平均評点 | 8割値 | 機械木工 職種の評点 | 8割比 |
|----------------|------|------|---------------|-----|
| 製造型・製品生産型・機械化型 | 49.3 | 39.4 | 56.0 | ○ |

機械木工職種に係る統合等の経緯は以下のとおり。

| | |
|-------------------------|--|
| 平成21年11月 2 日 | 第 3 回技能検定職種の統廃合等に関する検討会において、「木工機械整備」職種の統廃合等について検討。 |
| 平成22年 9 月28日 | 第 7 回技能検定職種の統廃合等に関する検討会において、「機械木工」職種の統廃合等について検討。 |
| 同年10月 | 平成21年度技能検定職種の統廃合等に関する検討会報告書において、「木工機械整備」職種は統廃合とすることが適当とされる。 |
| 平成23年 7 月 | 平成22年度技能検定職種の統廃合等に関する検討会報告書において、「機械木工」職種は統廃合とすることが適当とされる。 |
| 同年 8 月30日 及び 9 月 6 日 | 試験基準見直し専門調査員会において「木工機械整備」職種及び「機械木工」職種の統合について検討。 |
| 平成25年 2 月14日 | 職業能力開発促進法施行令及び職業能力開発促進法施行規則を改正し、「木工機械整備」職種を「機械木工」職種に統合。 |
| 同年10月 | 平成25年度技能検定職種の統廃合等に関する検討会報告書において、「機械木工整備」職種は平成25年度の受検申請者数を踏まえた上で、関係業界団体による技能検定の活性化、受検申請者の増加に向けた取組及びその効果等社会的便益を改めて評価し、判断することが適当とされる。 |
| 同年 | 後期に試験を実施。受検申請者数は67人となり、平成20年度～25年度の平均受検申請者数は35人。 |
| 平成27年 1 月 | 平成26年度技能検定職種の統廃合等に関する検討会報告書において、「機械木工整備」職種は都道府県方式による実施として差し支えないこととされる。 |

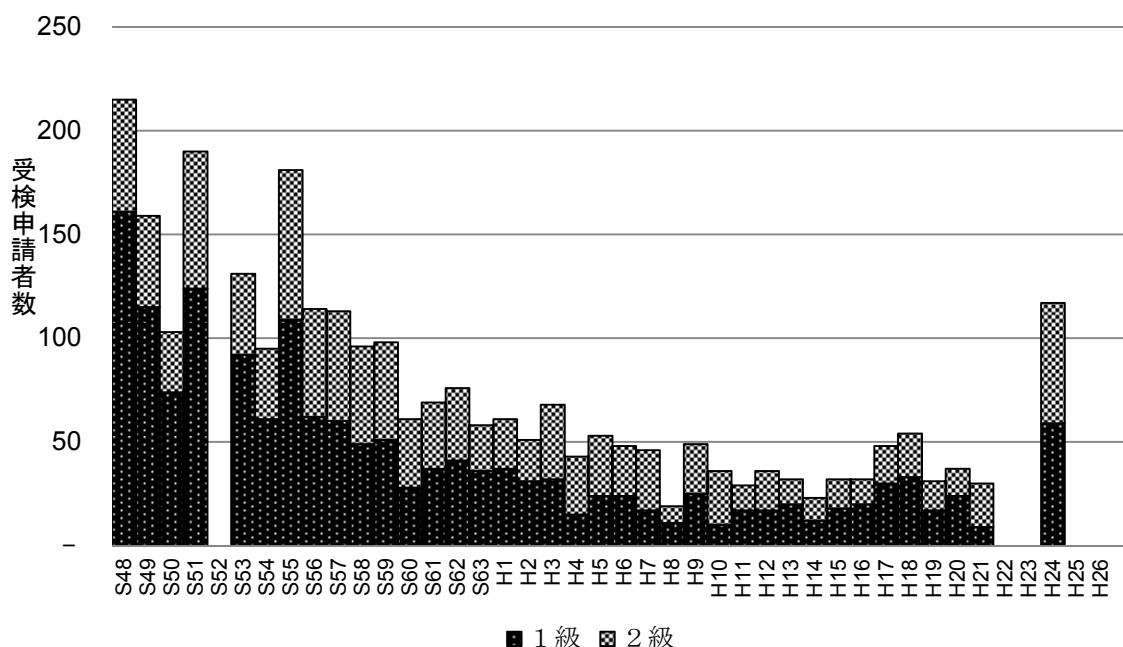
(4) 印章彫刻

- ・木口彫刻作業
柘（つげ）、水牛の角などを用いて、印章を製作する作業
- ・ゴム印彫刻作業
ゴム板を用いて、印章を製作する作業

昭和45年度に職種が新設され、昭和55年度には印章彫刻作業から木口彫刻作業とゴム印彫刻作業の2作業に分けられた。受検申請者数は年々減少しており、木口彫刻作業は平成22年度から3年ごとの実施、ゴム印彫刻作業は平成15年度の実施を最後に休止中となっている。

平成26年度までの累計受検申請者数は、5,726人（1級3,813人、2級1,913人）、累計合格者数は3,694人（1級2,322人、2級1,372人）である。

印章彫刻職種 受検申請者数の推移



| カテゴリー | 平均評点 | 8割値 | 印章彫刻 職種の評点 | 8割比 |
|-------|------|------|---------------|-----|
| 工芸型 | 51.4 | 41.2 | 49.0 | ○ |

印章彫刻職種に係る統廃合等の検討の経緯は以下のとおり。

| | |
|------------|--|
| 平成24年9月24日 | 第10回技能検定職種の統廃合等に関する検討会において、「印章彫刻」職種等の統廃合等について検討。平成22年度より3年ごとの実施となり平均受検申請者数が低下したこと、平成24年度後期に試験が実施されることを踏まえ、平成24年度の受検申請者数の実施結果を踏まえ検討することとされる。 |
| 同年 | 後期に試験を実施。受検申請者数は117人となり、平成19年度～24年度の平均受検申請者数は36人。 |
| 平成25年10月 | 平成25年度技能検定職種の統廃合等に関する検討会報告書において、「印章彫刻」職種については、平成24年度の受検者が117人と100人を超過していること、関係業界団体が試験科目や試験課題の見直しなど受検申請者の増加に向けて具体的に取り組む姿勢を見せていることとなっていることから、都道府県方式による実施として差し支えないこととされる。 |